

議案第九十五号

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年十月三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の部二十六の項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同項を同部二十六の二の項とし、同部二十五の二十二の項の次に次のように加える。

二十六 建築基準法第四十三条第二項第一号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	三万千円	認定申請のとき。
---	-------------------------	------	----------

別表一の部四十六の項の次に次のように加える。

四十六の二 建築基準法第八十五条第六項の	仮設興行場等建築許可申	一件につき	十九万五千円	許可申請のとき。
----------------------	-------------	-------	--------	----------

規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	請手数料		
-----------------------------	------	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行による建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部改正に伴い、手数料を新設するため、本案を提出いたします。